

2023年2月

この機会にぜひご加入をご検討ください。

■ お申込締切日 ■
2023年3月3日(金)

一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会 会員の皆様へ

マリーナ 総合賠償責任 保険制度

特長

- マリーナの皆様の、マリーナ業務、ボート・ヨットの営業・サービス活動等にかかわる第三者への賠償事故を総合的に補償します。
- 協会の会員のために設計された会員専用の制度です。
- 基本契約とオプションの組み合わせにより、必要な補償を選択できます。
- この保険制度は一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会が保険契約者となる団体契約です。保険料は全額損金処理できます。
(2023年1月現在)

保険期間

2023年3月20日より2024年3月20日の1年間

<午後4時>

<午後4時>

一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会

目次

1. マリーナ総合賠償責任保険制度の構成	2ページ
2. 保険金をお支払いする主な場合	3ページ
3. 主な事故例	3ページ
4. お支払いの対象となる損害	4ページ
5. 保険金をお支払いしない主な場合	5ページ
6. ご契約の仕組み	6ページ
7. ご注意いただきたいこと	7～8ページ
●重要事項のご説明	9～10ページ
●マリーナ総合賠償責任保険制度「見積依頼書 兼 保険料見積書」	11ページ
8. ご加入方法	12ページ

1 マリーナ総合賠償責任保険制度の構成

以下の保険を組み合わせることで、会員マリーナ様が万が一の事故の際に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険制度です。

セットでの加入を
おすすめします!

基本契約

マリーナ施設補償 [施設所有 (管理) 者賠償責任保険]

対象となる施設：会員マリーナ様が所有・使用または管理するマリーナ
■ マリーナ施設の欠陥等 ■ マリーナ業務
に起因して利用者や第三者に与えた身体障害や財物損壊に対する賠償

+

オプションⅠ

マリーナ保管艇等補償 [受託者賠償責任保険]

※基本契約加入者のみ

対象となる受託物：マリーナ保管艇、整備・点検等の目的をもって受託したヨット・モーターボート等
■ マリーナ保管艇
■ 整備・点検等の目的をもって受託したヨット・モーターボート等の受託品
について管理上のミスにより与えた損壊・盗難などの損害に対する賠償

+

オプションⅡ

マリーナPL補償 [生産物賠償責任保険]

※基本契約加入者のみ

■ 整備・点検・修理等 ■ 販売上 (販売・商品説明、輸入品の欠陥等)
のミスで第三者に与えた身体障害や財物損壊に対する賠償

<ご加入対象者>

- この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者 (保険契約により補償を受けられる方) が、以下に該当する場合となります。
◇申込人・記名被保険者：一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会の会員
- お申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- 会員マリーナで修理等をしている下請業者・マリーナ所有者等について、被保険者への追加を希望される場合は、別途、お問合わせ先 (12ページ) までご連絡ください。

2 保険金をお支払いする主な場合

基本契約 マリーナ施設補償 [施設所有 (管理) 者賠償責任保険]

被保険者 (保険契約により補償を受けられる方) が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊 (滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること) した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (損害賠償金や争訟費用等) に対して、保険金をお支払いします。

オプションⅠ マリーナ保管艇等補償 [受託者賠償責任保険]

被保険者 (保険契約により補償を受けられる方) が他人から預かった受託物を保管または管理している間に誤って損壊 (滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること) して、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

オプションⅡ マリーナPL補償 [生産物賠償責任保険]

被保険者 (保険契約により補償を受けられる方) が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊 (滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること) した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (損害賠償金や争訟費用等) に対して、保険金をお支払いします。

不良完成品損害補償特約 (オプションⅡに自動セット)

生産物が成分、原材料または部品等として使用された (生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。) 財物 (以下「完成品」といいます。) が、損壊 (滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること) したことに起因する損害を補償する特約です。ただし、この特約をセットしても完成品の使用不能損害は補償されません。

支払限度額は、財物損壊の支払限度額の内枠で、1事故・保険期間中につき3,000万円となります。
免責金額は、財物損壊の1事故あたりの免責金額と同じ (1万円) です。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

3 主な事故例

基本契約

●マリーナ施設補償 (施設所有 (管理) 者賠償責任保険)

- ✓マリーナで、モーターボートをクレーンで吊り下げ移動中、ワイヤーが滑り、吊り枠が落下、そのため船首部に立っていたボート所有者が転倒し負傷した。
- ✓展示中のボートが倒れ、商談中のお客さまがケガをした。
- ✓マリーナの看板のネジの締め付けが悪くて看板が落ち、通行人が下敷きになった。
- ✓保管中の艇が倒れ来店客がケガをした。
- ✓マリーナでガス爆発が発生し、お客さまが死傷した。 等

オプションⅠ

●マリーナ保管艇等補償 (受託者賠償責任保険)

- ✓お客様より預かったボートを試運転中、障害物に衝突させボートが損傷
- ✓マリーナ保管のため預かったプレジャーボートを栈橋に係留する際、船尾のドレンプラグを閉め忘れたためエンジンルームおよびキャビンに海水が浸入し、濡れ損害を与えた。
- ✓マリーナ施設で保管艇を上架中にワイヤーが切れて落下しボートが損傷
- ✓修理預り中のボートから外した船外機を倒して破損させた。 等

オプションⅡ

●マリーナPL補償 (生産物賠償責任保険)

- ✓モーターボートの受託整備作業完了後、引き渡したが、作業ミスが原因でモーターボートの衝突事故が発生し、事故相手のボート、搭乗者に損害を与えた。
- ✓モーターボートのエンジンオーバーヒートの修理を依頼され、修理して引き渡したが、ラバーパッキン装着不良により、海水が修理箇所以外のエンジンルーム内に侵入、エンジンルーム内機器が冠水、錆損を被った。
- ✓船外機装着作業のみを請け負った際、その作業ミスが原因で火災事故が発生し船体 (船外機以外等の部分) に損害を与えた。
- ✓輸入ボート販売後、輸入ボートの欠陥により、ボートが衝突事故を起こした。 等

■基本契約 (マリーナ施設補償) における注意点

※下記の場合は、保険金支払の対象とはなりません。

●モーターボートを吊り上げ中に、操作を誤って落下、落下したモーターボートが損傷した。

●マリーナの看板のネジの締め付けが悪く、保管中のモーターボートに落下、破損してしまった。

⇒オプションⅠ (マリーナ保管艇等補償) にご加入いただくことで、保険金支払の対象とすることができます。

4 お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

<普通保険約款でお支払いの対象となる損害>

【損害の種類】	【内 容】
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。

ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。



5 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款および追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合> (基本契約・オプションI・IIに共通)

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 (注)基本契約およびオプションIIのみ適用
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 (注)基本契約およびオプションIIのみ適用
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)
- 直接であると同接であるを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。

◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸入
 ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病 ◇石綿等の飛散または拡散

- 直接であると同接であるを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害(オプションIをセットした場合には、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害を除きます。) 等

<特別約款・特約でお支払いしない主な場合>

基本契約●マリーナ施設補償 (施設所有(管理)者賠償責任保険)	オプションI●マリーナ保管艇等補償 (受託者賠償責任保険)	オプションII●マリーナPL補償 (生産物賠償責任保険)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の新築、修理、改造または取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ○ 自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○ 施設外における船舶または車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○ 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用(被保険者が支出したと否とを問いません。) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○ 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害 ○ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に起因する損害 ○ 受託物に対する修理(点検を含みます。)または加工(受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。)の拙劣または仕上不良等により、受託物が滅失、破損または汚損したこと <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。)に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。 ◇生産物 ◇仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。) ○ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 ○ 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害 ○ 次の(a)および(b)をいずれも満たす場合。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 完成品を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能である。 (b) 生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部分の完成品が損壊していない状態となる。 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>※貴社がメーカーとして商品を製造している場合、別途PL保険の手配が必要となる場合がありますのでお問合わせください。</p>		

<マリーナ特約でお支払いしない主な場合> (オプションI・マリーナ保管艇等補償)

- 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくはそれらの者の使用人または被保険者の同居の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者、被保険者の代理人もしくはそれらの者の使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間のヨット・モーターボートの損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。以下同様です。)に起因する損害
- 寄託者または貸主に返還された後に発見されたヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- 被保険者の下請負人が管理している間におけるヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- 法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間または酒に酔った運転者によって運転されている間に生じたヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- 台風、せん風、暴風、暴風雨、竜巻、豪雨、高潮その他これらに類似の自然変象に起因する損害 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は重要事項のご説明、普通保険約款、特別約款、および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

6 ご契約の仕組み

- (1) 保険契約者…一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会
 (2) 被保険者…一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会の会員
 (3) 保険期間

2023年3月20日から2024年3月20日午後4時まで1年間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客様が実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

- (4) 支払限度額と保険料例（保険期間1年間）

基本契約 マリーナ施設補償

身体賠償	1名につき…3,000万円	1事故・保険期間中通算…1億円
財物賠償	1事故・保険期間中通算…3,000万円	
免責金額	1事故につき…1万円	

オプションI マリーナ保管艇等補償 (A、B、Cタイプのいずれかより選択)

賠償の種類		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
財物賠償	1事故・保険期間中通算	500万円	1,000万円	2,000万円
	免責金額	1事故につき10万円		

オプションII マリーナPL補償 (D、E、Fタイプのいずれかより選択)

賠償の種類		Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
身体賠償	1名につき	5,000万円	1億円	2億円
	1事故・保険期間中通算	1億円	2億円	5億円
財物賠償	1事故・保険期間中通算	3,000万円		
免責金額（身体・財物ともに）		1事故につき1万円		

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「4. お支払いの対象となる損害」（4ページ）をご参照ください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

お客様が実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票兼告知書の「賠償支払限度額」欄（申込タイプ名）および「免責金額」欄にてご確認ください。

保険料

- ご提出いただいた「見積依頼書（兼保険料見積書）」をもとに、個別に算出いたします。

保険料を算出するための基礎は以下のとおりです。必ず「見積依頼書（兼保険料見積書）」に正しい数値をご記入ください。また、貴社作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」を引受保険会社にご提出いただきます。

基本契約●マリーナ施設補償	オプションI●マリーナ保管艇等補償	オプションII●マリーナPL補償
マリーナ陸地面積 ※事務所、整備作業所等の面積も含まれます。	補償する限度額をA、B、Cタイプから選択していただきます。	把握可能な最近の会計年度の「整備・点検、修理、販売」の売上高 ^(注) ※保管料の売上高を除きます。

(注) ご申告いただいた売上高が事実と相違する場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注) 貴社作成資料の写しは必ずしも公的資料である必要はございません。

保険料例●下記の基本契約とオプションに加入

基本契約●マリーナ施設補償（面積 5,000m²）
 オプションI●マリーナ保管艇等補償（Aタイプ 500万円）
 オプションII●マリーナPL補償（Eタイプ売上高 3,000万円）



保険料合計	242,500円
<内訳>基本	41,900円
オプションI	128,700円
オプションII	71,900円

※過去の保険金支払状況に応じて保険料・お引受条件を見直す場合がございます。

7 ご注意いただきたいこと

●＜保険会社破綻時等の取扱い＞

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

●事故が起こった場合のお手続

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は 事故は いち早く
 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2019年10月1日以降始期契約用

施設所有(管理)者・受託者・生産物賠償責任保険
をご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では施設所有(管理)者・受託者・生産物賠償責任保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいませよう願いたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(2) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

① 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有(管理)者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款
受託者賠償責任保険(オプション)	+ 保険法の適用に関する特約(自動セット)
生産物賠償責任保険(オプション)	賠償責任保険追加特約(自動セット)
	+ 施設所有(管理)者特別約款
	+ 受託者特別約款
	+ マリーナ特約(マリーナ・ビーチ協会用)
	修理・加工危険補償特約
	+ 生産物特別約款
	+ 不良完成品損害補償特約
	保険料確定特約

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者賠償責任保険	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方のみが被保険者となります。
受託者賠償責任保険	
生産物賠償責任保険	

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

② 保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「マリーナ総合賠償責任保険制度」。以下「パンフレット」といいます。)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③ お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

(2) 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

このご契約は、一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

- ① ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- ② ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

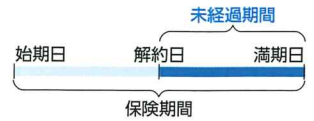
保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。



■始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

9. 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

12ページ参照

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社にご相談・苦情がある場合

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(全国共通・通話料有料))

- ・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。
- ・IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

マリーナ総合賠償責任保険制度「見積依頼書 兼 保険料見積書」

新規加入	継続加入	← いずれかに○印をお付けください。
------	------	--------------------

会員会社名 代表者名	フリガナ		
住所	フリガナ □□□ □□□□		
ご担当者名		部署・役職	
TEL		FAX	

<ご希望タイプ&保険料見積ご案内欄>

★オプションⅠ、オプションⅡは、見積りを希望するタイプの右欄（太枠）に○印を付けてください。

★保険料算出条件（基本契約：面積、オプションⅡ：直近会計年度の売上高）を太枠にご記入ください。

（注）売上高は、整備・点検・修理、販売の売上高のみご記入ください。ボートの保管料は、売上高に含みませんのでご注意ください。ご申告いただいた売上高が事実と相違する場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

★基本契約の対象施設に、駐車場を含める場合には、駐車場面積もご記入ください。

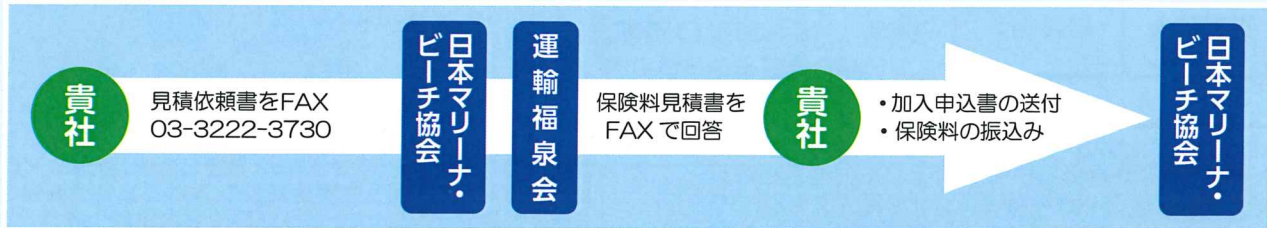
	希望タイプ	保険料算出条件		<保険会社記入欄> 保険料（お見積もり）
〔基本契約〕 マリーナ施設補償	◎（必須）	陸地面積	m ²	円
		駐車場面積	m ²	
〔オプションⅠ〕 マリーナ保管艇等補償	Aタイプ	/		円
	Bタイプ			円
	Cタイプ			円
〔オプションⅡ〕 マリーナPL補償	Dタイプ	直近会計年度の	千円	円
	Eタイプ	「整備・点検、販売」 の売上高（注）		円
	Fタイプ	把握可能な 直近会計年度		年 月 日～1年間
合計保険料				円

★被保険者（補償の対象者）を追加する場合は、追加される業者名を下欄にご記入ください。

〔基本契約〕マリーナ施設補償	①	②
〔オプションⅠ〕マリーナ保管艇等補償	①	②
〔オプションⅡ〕マリーナPL補償	①	②

8 ご加入方法

ご加入方法



- ①「見積依頼書（兼保険料見積書）」に必要事項を記載のうえ、日本マリーナ・ビーチ協会へFAXしてください。（FAX03-3222-3730）
- ②代理店・扱者の（株）運輸福泉会より「見積依頼書（兼保険料見積書）」をFAXにて回答いたしますので、ご高覧のうえ、お申し込みされる場合は、「マリーナ総合賠償責任保険制度 加入申込票」に必要事項を記入し、加入申込票を下記の日本マリーナ・ビーチ協会あてへご郵送ください。

●加入申込票送付先

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル2階
一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会「マリーナ総合賠償責任保険制度」係

TEL 03-3222-3734 FAX 03-3222-3730

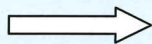
※お急ぎの方は、まずFAXをお送りください。

※自動継続ではありませんので、新規加入・継続加入を問わず、ご加入にあたっては必ず「加入申込票」をご提出いただきます。

- ③保険料を下記口座へお振込みください。3月3日（金）までに着金となるようご手配ください。

みずほ銀行 麹町支店 普通預金 1075546 (口座名義)一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会

○「加入申込票」の提出
○「保険料」の振込み



◎締切日は、3月3日（金）です。

お問い合わせ先

代理店・扱者

株式会社運輸福泉会 担当 中原

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 (海事センタービル)
TEL : 03-3221-8434 FAX : 03-3221-8435

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

公務第一部営業第二課 担当 大窪、金城

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL : 03-3259-6681 FAX : 03-3259-7213